

令和 6 年 度  
米子市会計年度任用短時間勤務職員（保育士）  
採用試験 受験案内

令和6年7月24日  
米 子 市

**【募集内容】**

募集職種	採用予定人員	勤務地
保育士・支援員	1名程度	米子市内の公立保育園・認定こども園に勤務し、保育業務等に従事します。

**【受付期間】**

令和6年7月24日（水）～ 令和6年8月30日（金）

- ・土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
- ・受付時間は、午前8時30分～午後5時15分までです。
- ・郵送による申込みの場合は、8月30日（金）午後5時必着とします。

**【試験日・試験場所】**

試験日	試験場所
令和6年9月8日（日） (受付時間) 8:00～8:20	米子市役所本庁舎 4階会議室 (米子市加茂町一丁目1番地) ※くわしくは、応募者に別途お知らせします。

## 1 採用職種・採用予定人員・職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
保育士・支援員	1名程度	米子市内の公立保育園・認定こども園に勤務し、保育業務等に従事します。主に、障がい児の支援を行います。 (早番・遅番勤務もあります。)

## 2 受験資格

試験区分	資格
保育士・支援員	次のいずれかに当てはまる方 1 児童福祉法に基づく保育士登録を受けている方（令和6年9月30日までに登録見込みの方を含む。） 2 子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した方

上記のほか、次に掲げる地方公務員法第16条に定める項目に該当する人は、受験できません。

- ・ 米子市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3 試験方法及び内容

区分	配点	試験の内容	解答時間
作文試験	100点	文章による表現能力についての筆記試験	60分
面接試験	200点	人柄などについての面接試験	

○作文試験と面接試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。

なお、作文試験、面接試験には一定の基準があり、この基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とし、合格者数が採用予定人員を下回る場合があります。

#### 4 受験手続

区 分	内 容
提出書類	<p>受験申込書 及び 自己紹介カード 各1部</p> <p>返信用封筒 1通</p> <p>○受験申込書及び自己紹介カードに必要事項を記入のうえ、写真を貼付してください。</p> <p>○返信用封筒にて受験票を返送しますので、84円切手を貼り、受取人の郵便番号、住所、氏名を記入のうえ提出してください。</p>
申込先	<p>米子市こども総本部こども施設課 (ふれあいの里1階)</p> <p>〒683-0811 米子市錦町1丁目139番地3 電話 (0859)23-5441</p> <p>[郵送で申し込む場合]</p> <p>封筒の表に赤字で「採用試験 (保育士) 受験申込」と書いてください。</p>
受験票の交付	<p>申込者には、申込受付期間終了後に受験票を郵送しますが、9月4日までに到着しないときは、米子市こども総本部こども施設課にお問い合わせください。</p>

- 受理した提出書類は、返却しません。
- くわしいことは、米子市こども総本部こども施設課にお尋ねください。

#### 5 試験結果の発表

区 分	発表時期	発表の方法
採用候補者	9月中旬	受験者全員に対し、郵送により通知します。

#### 6 任期

任期は、原則として、令和6年10月1日から令和7年3月31日までです。

- 任期満了後、再度の任用を行う場合があります。再度の任用を行う場合は、採用日の属する年度の4月1日から起算して勤続5年を超えない範囲内で、年度ごとに勤務実績、健康状態等を考慮の上、決定します。  
(職の改廃等がある場合を除く。)
- 再度の任用時において、前年度までの会計年度任用短時間勤務の経験を加えて市長が定める上限の範囲内で、再度報酬月額を定めます。

## 7 採用予定日

令和6年10月1日

## 8 勤務条件

区 分	内 容
報 酬	<p>【保育士】 報酬は、月額161,767円です。</p> <p>【子育て支援員】 報酬は、 月額146,412円（高卒以下） 月額154,361円（短大卒） 月額164,206円（大学卒）です。</p> <p>このほかに通勤手当相当の額、期末・勤勉手当がそれぞれの条件により支給されます。</p>
勤務形態	<p>勤務時間は、1週間当たり35時間です。</p> <p>【保育士・子育て支援員】 1日の勤務時間は、午前7時15分から午後7時までの間で1日につき7時間45分以内が割り振られます。土曜日に勤務が割振られる場合があります。</p>
そ の 他	健康保険（鳥取県市町村職員共済組合）、厚生年金及び雇用保険の適用があります。

○採用時まで給与改定・制度改正があった場合は、それによります。